

# 税務課からのお知らせ

## 平成28年度に 地籍調査のあった土地について

平成28年度に地籍調査のあった土地について、令和元年中に登記の完了した筆については、地積や地目の変更がある場合、令和2年度の評価額や税額が変更されています。

### あなたの住宅用地は 変わっていますか

住宅用の土地は、税の負担を軽くするための「住宅用地に対する課税標準の特例措置」が適用されています。そのため、住宅が建っている土地と、店舗・工場など居住用ではない建物が建っている土地では、評価額が同じでも税額は異なります。特例措置を正しく適用するために、平成31年・令和元年中に家屋の用途を変更した人は税務課固定資産税係までご連絡ください。

また、平成31年・令和元年中に造成・植林・家屋の取り壊し等により現況の地目に変更があった土地で、地目変更登記が未了となっている人についても、ご連絡ください。

### 家屋を新築・増築・改築及び取り壊されたときは

#### ◆家屋を新築・増築・改築された場合

平成31年1月2日以降に新築、増築及び改築された家屋（建築基準法に基づく建築確認を必要としない家屋も含む）は、令和2年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域のみ）の課税対象となります。

#### ◆家屋を取り壊された場合

平成31年・令和元年中に取り壊された家屋は、令和2年度から固定資産税・都市計画税の課税対象から除かれます。現地調査を行いますので、税務課固定資産税係まで届出をお願いします。

### 償却資産の申告を忘れずに

申告期限:1月31日金

市内で事業（製造業・販売業・飲食業・不動産業・各種賃貸業など）を営む法人（営業所等を含む）及び個人は、地方税法第383条の規定により令和2年1月1日現在に所有する事業用資産の申告が必要です。前年度までに申告があった人には既に申告書を送付していますが、事業を営んでいる人で申告書がお手元に届かない場合は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

また、平成31年・令和元年に10kW以上の太陽光発電を開始した人は、償却資産の申告をしてください。

問い合わせ先 税務課 [☎0837(52)5234]

### 厚狭税務署からのお知らせ

## 2月17日㈪から確定申告会場を開設します

設置期間 2月17日㈪～3月16日㈪ ※土日等の休日を除く。

受付時間 8時30分～16時 相談時間 9時～17時

※上記以前は、確定申告会場を開設していませんので、ご注意ください。

※郵送等での申告書提出は2月16日以前でも提出可。



### マイナンバーカードで e-Tax

#### 用意するもの



マイナンバーカード



or  
ICカードリーダライタ  
又は  
マイナンバーカード  
対応スマートフォン

国税庁ホームページ  
「確定申告書等作成コーナー」  
から申告書等データを作成して送信



マイナンバーカード及びICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない人については、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて通知されるe-Tax用のID・パスワードで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができます。

#### パソコン・スマホでの申告書作成・提出が便利です！

申告会場は大変込み合います。自宅のパソコンなどで申告書を作成し、必要な書類を添えて郵送するのが便利です。詳しくは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。 [http://www.nta.go.jp]

2か所以上の給与所得がある人、年金収入や副業などの雑所得がある人など、スマホ専用画面をご利用いただける人の範囲が広がりました。

スマホ、タブレット端末等をご使用の人はこちら



詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

イータックス

検索



# 美祢市台北觀光・交流事務所だより⑯

令和元年11月26日㈫、台湾連江縣において、美祢市觀光協會と馬祖地質公園協會が、「觀光交流・學術交流促進に関する協定」を締結しました。



馬祖地質公園は台湾本島から北西に約200km、中国大陆から約20kmに位置し、南竿、北竿などの島々で構成されています。これらの島々は約1億年前の火山活動によりマグマがゆっくり冷えて固まった岩、花崗岩でできており、この火山活動は、美祢市の「万倉の大岩郷」や「長登銅山」の鉱床ができた火山活動と同じ時期のものです。

馬祖には、島々の美しい風景や花崗岩でできた古い街並、戦時遺構のほか、馬祖ならではの美味しい食べ物があります。馬祖地質公園は、これらを通して馬祖の自然や文化、人々の生活、台湾建国の歴史や地球の活動など、様々なことを学ぶことができる場所です。



平成26年に美祢市觀光協會が、野柳地質公園を管理する新空間國際股份有限公司と「觀光交流・學術交流促進に関する協定」を締結したことにより、美祢市と台湾、Mine秋吉台ジオパークと野柳地質公園との相互の交流が促進されました。觀光面では市觀光協會による台湾からの自転車ツアーの実施や、野柳地質公園訪問団、台湾地質公園学会訪問団の受入など、台湾から多くの觀光客が美祢市を訪れるきっかけになりました。また學術面においては、台湾でのジオパーク国際シンポジウムにおいて、Mine秋吉台ジオパークのジオガイドによる事例発表や野柳地質公園でのブース出展を行うなど、美祢市の魅力、Mine秋吉台ジオパークの魅力や地球科学的な特徴を直接台湾で伝えることができました。

この度、美祢市觀光協會と馬祖地質公園協會が「觀光交流・學術交流促進に関する協定」を締結することにより、さらなる觀光面、學術面での交流促進が期待されます。觀光交流は觀光協會が、學術交流はMine秋吉台ジオパーク推進協議会が担うことにより、お互いの交流人口の拡大、グローバルな視野を持った人材の育成、国際的なジオパーク活動の推進につなげていきたいと考えています。

問い合わせ先 観光振興課 [☎0837(62)1430]

## 平成30年度美祢市一般会計決算及び 平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算不認定に係る措置の報告について

平成30年度美祢市一般会計決算及び平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の不認定を踏まえて、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第233条第7項の規定により報告します。

### 1 不認定日

令和元年10月10日

### 2 不認定の理由

平成30年度美祢市一般会計決算については、小学校に空調機を設置した小学校施設整備事業における歳出科目や契約方法等に不適切な事務処理があったことから不認定とされたもの。

また、平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計については、消費税申告納付の遗漏に関する対応において不適切な事務処理があったことから不認定とされたもの。

### 3 講じた措置

#### (1) 職員の能力及び知識の向上

法令、条例、規則等に則って適切な事務処理に努めるように職員に指導を行った。また、各種研修等に職員を参加させ、能力の向上を図り、有益な研修の資料等については、全庁的に広く情報提供を行い、職員全体のレベルアップを図る。

#### (2) 指揮命令、責任所在の明確化

所属内における報告、連絡、相談を徹底し、情報と確認の共有を図り、ミス等の未然防止に努めた。また、上司の的確な指示によるチェック機能の強化、指揮命令の明確化により、組織統治の確立を図った。

#### (3) 業務マニュアルの作成と活用

業務のマニュアルを作成し、複数の職員が業務内容、進捗状況を確認できる仕組みを構築した。また、マニュアルの適宜見直しと活用の徹底を行った。

#### (4) 組織体制、業務分担の見直し

所属内の組織の状況を把握し、必要に応じて、体制、業務分担等の見直しを行い、適切に事務を執行できる環境、体制を構築した。

問い合わせ先 財政課 [☎0837(52)5226]